

新型コロナウイルス感染拡大防止のための富山大学の活動指針（令和5年1月23日～令和5年1月29日）

令和2年8月4日制定、令和2年9月1日改訂、
令和3年2月2日改訂、令和3年3月16日改訂、
令和3年5月13日改訂、令和3年12月22日改訂、
令和4年2月1日改訂、令和4年3月1日改訂、
令和4年6月7日改訂、令和4年7月5日改訂
令和4年10月4日改訂、令和4年12月6日改訂

○具体的な活動指針

国 の レベ ル	警戒 カタゴリー	現在の レベ ル	教育活動 (講義・演習、 実験・実習・実技)	研究活動 (教員、 大学院生、 学部卒業研究)	事務業務 (附属病院を除く。) (事務職員、 技術職員)	会 議	課外活動 (学生)	入構制限 (学生・大学院生)
1	要 注 意	1	感染防止措置の上 ・講義・演習の原則対面授業の実施、 状況により、 遠隔授業の実施可 ・実験・実習・実技の実施	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常どおりの勤務	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議等へ移行	・感染防止措置の上実施	・感染防止に留意して、 入構可
2	警 戒	2						
3	高 度 警 戒	3	感染防止措置の上 ・講義・演習の対面授業の停止 (遠隔授業のみ) ・実験・実習・実技の実施 (人数を限定の上)	・最小限の研究活動の継続 ・原則在宅での研究活動 ・継続中の実験・研究資源の維持 などのため必要な教員以外は入構自粛 ・50人以上が集まるセミナー等について自粛	・在宅勤務可	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ・陪席者は最小限	・全面活動停止。ただし、 特段の事情がある場合は申請の上、 活動を一部許可。	・感染防止に留意して実験・実習・実技のための入構可。ただし、 大学滞在は最短時間とする。
4	緊 急 事 態	4					全 面 活 動 停 止 (学生は学則第50条第3項による休業) (大学機能維持のために必要な職員のみ出勤。その他は休日。)	

※国の緊急事態宣言や富山県の緊急事態措置等が発出されれば、 それらを踏まえて活動レベルを決定するものとする。

※杉谷キャンパスにいる学生及び教職員については、 別途定めた活動指針によるものとする。

※学内において感染が確認された場合、 その状況に応じて休業措置（全学・キャンパス・部局）等を判断する。

※教育活動における期末試験（試験期間中の補講を含む。）の取扱いについては別に定める。

※附属病院、 附属学校及び学外の施設を利用する実習の取扱いについては、 感染状況等を踏まえて実習先との協議により実施部局が決定するものとする。

本活動指針の運用について

- (1) レベルの適用にあたっては、 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」の「都道府県のレベル判断に係る指標及び目安」の各団体が判断した現在のレベルに基づき、 学長が学内及び富山県内の感染状況等を考慮して総合的に判断する。
- (2) レベルの適用にあたっては、 レベルが上がる場合は速やかに適用することとし、 レベルが下がる場合は慎重に判断し適用する（概ね1週間程度の状況確認）こととする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための富山大学の活動指針について

新型コロナウイルス感染症に係る富山大学の教育、研究等に関する活動指針を定め、大学構成員が状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示しました。

直近1週間の富山県内感染者数により、1月23日（月）～1月29日（日）の期間は、警戒カテゴリー（警戒）及びレベル（2）となります。

構成員が本活動指針を参考にそれぞれの部局において自律的に行動をするようお願ひいたします。

本活動指針は二つの部分で構成されています。

一つは、大学全体の状況を示すカテゴリーです。富山大学の危機対応状況を総括的に示すもので、4つのカテゴリーに分けてあります。カテゴリー（要注意）、カテゴリー（警戒）、カテゴリー（高度警戒）、カテゴリー（緊急事態）とし、構成員に注意喚起を促します。

また、具体的な活動指針（レベル）については、他大学の活動基準を参考にこれまで本学で対応したものを作成したものです。

これには、教育活動（講義・演習・実験・実習・実技）、研究活動（教員、大学院生、学部卒業研究）、事務業務（附属病院を除く。）（事務職員、技術職員）、会議、課外活動（学生）、入構制限（学生、大学院生）が含まれます。

なお、本活動指針は、附属病院の診療活動及び地域医療活動を除く富山大学全学に適用します。事態は急速に動くこともありますので、警戒カテゴリー、レベルは変わります。必ずホームページ等で確認をお願いします。